

## 措置状況総括表

令和元年5月31日公表分

平成29年度監査テーマ：随意契約及び当該随意契約を含む事業について

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み17, 検討中0, 未措置0) 意見111(うち措置済み106, 検討中5, 未措置0)

提言1(うち措置済み0, 検討中1, 未措置0)

担当課別の措置状況 (※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため、上記「指摘・意見の数」とは一致しない。)

担当課等(※1.4.30時点)	措置状況			指 摘			意 見			提 言		
	措置済み	検討中	未措置	措置済み	検討中	未措置	措置済み	検討中	未措置	措置済み	検討中	未措置
危機管理政策課	1	1					2	2				
消防保安課							3	3				
市町村課	2	2					5	5				
管財課	1	1					8	4	4	1		1
県民スポーツ課							3	3				
国保・自立支援課							4	4				
長寿いきがい課							9	8	1			
長寿いきがい課いきがい・活躍推進室	1	1					8	8				
新未来産業課	1	1					5	5				
労働雇用戦略課							3	3				
観光政策課							19	19				
観光政策課誘客営業室							16	16				
にぎわいづくり課	7	7					7	7				
もうかるブランド推進課	2	2					7	7				
水産振興課							5	5				
住宅課							2	2				
東部県土整備局<徳島>	2	2					7	7				
<b>合計(※)</b>	<b>17</b>	<b>17</b>					<b>113</b>	<b>108</b>	<b>5</b>	<b>1</b>		<b>1</b>
<b>構成比</b>	<b>100%</b>	<b>100.0%</b>					<b>100%</b>	<b>95.6%</b>	<b>4.4%</b>	<b>100%</b>		<b>100.0%</b>

(参考)

平成30年9月28日公表分

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み17, 検討中0, 未措置0) 意見111(うち措置済み97, 検討中14, 未措置0)

# 措置状況一覧表

平成29年度監査テーマ：随意契約及び当該随意契約を含む事業について

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
21-27	3 第24回参議院議員通常選挙に係る諸印刷物の作成	<p>実績に基づく確実性を評価するだけでは、多数の印刷業者が存在する状況下では2号随意契約の理由が成り立つとは思われない。</p> <p>「過去の実績」以外の理由については、入札の際の条件を工夫することで対応できると思われる。</p> <p>本事業については、2号随意契約とする合理的な理由がないと思われるので、競争入札の導入を考えるべきである。(意見)</p>	<p>平成31年4月7日執行の徳島県知事及び徳島県議会議員一般選挙においては、資格者名簿(※)に登載されている県内の印刷業者に対して予め選挙関係印刷業務に係る受託可否の調査をした上で、入札が可能なもの(①投票用紙、②選挙公報、③氏名等掲示用紙)について、それぞれ指名競争入札を行った。</p> <p>また、入札の際の条件に「県選挙管理委員会書記の立会・作業スペースを確保すること」、「印刷時の秘密保持が確保されること」、「印刷物保管のため施錠できる部屋を確保すること」、「市町村選挙管理委員会が受け取りに来るためのスペースを確保すること」及び「無投票の場合作成を中止する場合があること」等を付することで、選挙の管理執行業務に支障を来さないよう努めた。</p> <p>この結果、②選挙公報では2者、①投票用紙及び③氏名等掲示用紙については3者から応札があり、いずれも競争性の確保が図られた。</p> <p>今後も、引き続き可能な限りすべて競争入札を通じて委託するよう努める。</p> <p>(※) 資格者名簿 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱による資格審査を受け資格を有すると認められた者を登載している、物品の購入等の契約に係る一般競争入札(指名競争入札)参加資格者名簿 (市町村課)</p> <hr/> <p>&lt;参考：平成30年9月28日公表分&gt; 県内の他の印刷業者に対し、選挙関係印刷業務に係る受託可否を調査した上で、可能なものについてはすべて競争入札を通じて委託するよう準備を進めている。 (市町村課)</p>	<p>措置済み</p> <hr/> <p>検討中</p>
28-31	4 県庁来庁者駐車場等整理業務			

		<p>委託先が雇用する離職者の数に応じて、業務委託の範囲や内容を見直し、優遇措置を調整していかなければならない。離職者対策の趣旨の範囲内であることを十分吟味しながら、事業継続の中身を検討すべきである。(意見)</p>	<p>業務の機械化等、見直しの検討を行ったが、現在より経費の増加が見込まれるため、当面は現在の業務委託を継続し、委託先の離職者雇用が終了した際に再度検討を行う。 (管財課)</p> <hr/> <p>&lt;参考：平成30年9月28日公表分&gt; 委託業務の内容について、離職者対策であることを念頭において関係機関と調整を行い、検討する。 (管財課)</p>	<p>措置済み</p> <hr/> <p>検討中</p>
42-48	7 徳島県子どもの「家庭と学び」のサポート事業	<p>説明会の開催をもう少し早い時期に開催し、参加表明書の提出期限までの期間を十分にとっていただくとともに、参加表明書をインターネットでも受け付け、土日でも申し込みができる体制を確保することを検討していただきたい。(意見)</p>	<p>初めて参加する業者にとっては、説明会こそが本事業内容を理解する唯一の機会であるため、説明会から参加表明書の提出期限までの期間を十分にとるべきとの意見を受けた。 公募から参加表明書の提出期限までの日数が限られていることから、公募から説明会までの日数と、説明会から参加表明書の提出期限までの日数のバランスを考え、平成31年度事業に係るプロポーザルでは、それぞれ9日と14日に設定した。 この結果、説明会から参加表明書の提出期限までの期間を、平成28年度事業に係るプロポーザル実施時と比較して十分(6日間→14日間：土日含む)確保することができた。 (国保・自立支援課)</p> <hr/> <p>&lt;参考：平成30年9月28日公表分&gt; 平成30年度事業に係るプロポーザルでは、公募開始時期がゴールデンウィーク直前となったため、説明会に参加する側の調整に要する期間を考慮し、公募開始から説明会開催までの日数を、平成28年度事業に係るプロポーザル実施時より6日(14日間→20日間：土日祝含む)多く確保したが、説明会開催から参加表明書の提出期限までの日数は1日(6日間→7日間：土日含む)多く確保できただけであった。平成31年度事業に係るプロポーザルの実施においては、説明会開催から参加表明書の提出までの期間をさらに確保するよう努める。 また、プロポーザル参加表明書の提出方法については、全国の自治体においてサイバーセキュリティー対策を強化した結果、住民や民間業者からのメールや申請書類が届かないといったトラブルがあったことから、インターネットでの受付を採用することは見送ったが、これまで持参に限っていたものを、平成30年度から郵送でも受け付けた。 (国保・自立支援課)</p>	<p>措置済み</p> <hr/> <p>検討中</p>

		<p>業務完了報告書に記載された経費の明細書について、関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも、関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見)</p>	<p>平成30年度の委託業務の履行確認を適正に行うために、委託先に毎月業務活動記録の提出を求め、活動量の確認を行った。</p> <p>また、委託先から関係証憑等の提出を求め、経費の明細書との突合を行った。この結果を次年度以降の予算編成および事業運営に役立てる。</p> <p>(国保・自立支援課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：平成30年9月28日公表分&gt;</p> <p>平成30年度の業務完了時には、それぞれの委託先に活動記録の提出を求め、業務の履行状況を確認し、業務の活動量と必要経費の妥当性を検証することとした。</p> <p>(国保・自立支援課)</p>	検討中
49-56	8 徳島県介護実習・普及センター運営事業	<p>今後はプロポーザル方式を採用する等、その選択肢を拡張することも重要である。その結果、委託先が法人Kに決定されたなら、引き続き今後も、実習普及センターとしての運営を十分行うことができる施設、人員等の確認を行い、必要な経費を精査したうえで、委託契約を締結し、事業の実施を検討していただきたい。(意見)</p>	<p>平成31年度は、施設の状況、人員及び所要経費等を考慮の上、プロポーザルにより委託先を選定した。</p> <p>(長寿いきがい課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：平成30年9月28日公表分&gt;</p> <p>平成31年度からプロポーザル方式を採用するとともに、事業委託先の選定に当たっては、施設の状況、人員や所要経費等を考慮の上、行うこととした。</p> <p>(長寿いきがい課)</p>	検討中
57-63	9 介護職員によるたんの吸引等研修事業	<p>相手先である法人Kから提出された委託業務完了報告書に添付されている経費の明細書を見ると、経費明細の総額は6,105,760円となっている。</p> <p>その内訳は賃金(1,020,008円)、報償費(1,536,385円)、旅費(150,060円)、需用費(2,108,611円)、役務費(563,696円)、借損(727,000円)である。</p> <p>この経費明細について、賃金、講師謝金、印刷製本、借上料等の詳細な記載があるにもかかわらず、県は関係証憑等との突合を行っておらず、業務完了承認書を送付している。</p> <p>今後は業務完了報告書に記載された経費の明細書について、関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、</p>	<p>平成30年度の委託業務完了報告書に添付された経費の明細書と関係証憑等との突合を行い、実績値を把握した。この結果を次年度以降の予算編成および事業運営に役立てる。</p> <p>(長寿いきがい課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：平成30年9月28日公表分&gt;</p> <p>平成30年度分から委託先に対し、経費に係る関係証憑等の提出を求め、実績との突合を行うこととした。</p> <p>(長寿いきがい課)</p>	検討中

		実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見)	
71-76	1 1 徳島県認知症介護実践研修事業	<p>平成12年度と比較すると現在は社会福祉法人等の質、また同事業を実施できる規模をもつ法人の数も格段に増加しており、法人Sしか本事業を実施できないとは考えられない。</p> <p>もちろん法人Sの委託事業の成果については十分に理解できるところではあるが、今後は、同じコストでより高いレベルの事業が実施できるよう、プロポーザル方式の採用を考えることも重要な課題である。(意見)</p>	<p>平成31年度はプロポーザルにより委託先を選定した。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p> <p>措置済み</p>
		<p>単位事業に占める当該随意契約は、金額的には総予算に占める割合は低くなっているが、税金を使う事業である以上軽視することはできない。</p> <p>相手先である法人Sから提出された委託業務完了報告書に添付されている経費の明細書には、本委託業務を実践者研修とリーダー研修に分け、その経費が細分化されて表示されている。</p> <p>これに対し、県は業務完了報告書に添付された経費の明細書について、関係証憑等との突合を行っておらず、業務完了承認書を送付している。</p> <p>今後は業務完了報告書に記載された経費の明細書について、関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも、関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見)</p>	<p>平成30年度の委託業務完了報告書に添付された経費の明細書と関係証憑等との突合を行い、実績値を把握した。この結果を次年度以降の予算編成および事業運営に役立てる。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p> <p>措置済み</p>
		<p>再委託を承認する際に、再委託する業務の具体的な内容や予算額が明らかにされておらず、再委託を承諾するか否かの検討や判断が適切にできるとは思えない。再委託を承認する際に、再委託する業務の具体的な内容や予算額を明らかにさせるべきである。</p> <p>業務完了報告を受ける際に、再委託を行った業務についても、業務の具体的な内容、精算額、及び完了が確認できる資料を提出させておくべきである。(意見)</p>	<p>平成30年度は、業務完了報告を受ける際に再委託を行った業務についても、業務の具体的な内容、精算額及び完了が確認できる資料を提出させ、再委託に問題がなかったことを確認した。 (東部県土整備局&lt;徳島&gt;)</p> <p>措置済み</p>
		<p>平成31年度からプロポーザル方式を採用することとした。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p> <p>検討中</p>	<p>&lt;参考：平成30年9月28日公表分&gt; 平成30年度分から委託先に対し、経費に係る関係証憑等の提出を求め、実績との突合を行うこととした。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p> <p>検討中</p>
186-189	3 2 駐車場設備の保守、夜間警備及び維持管理業務	<p>再委託を承認する際に、再委託する業務の具体的な内容や予算額が明らかにされておらず、再委託を承諾するか否かの検討や判断が適切にできるとは思えない。再委託を承認する際に、再委託する業務の具体的な内容や予算額を明らかにさせるべきである。</p> <p>業務完了報告を受ける際に、再委託を行った業務についても、業務の具体的な内容、精算額、及び完了が確認できる資料を提出させておくべきである。(意見)</p>	<p>平成30年度は、業務完了報告を受ける際に再委託を行った業務についても、業務の具体的な内容、精算額及び完了が確認できる資料を提出させ、再委託に問題がなかったことを確認した。 (東部県土整備局&lt;徳島&gt;)</p> <p>措置済み</p>
		<p>平成30年度は、業務完了報告を受ける際に再委託を行った業務についても、業務の具体的な内容、精算額、及び完了が確認できる資料を提出させておくべきである。(意見)</p>	<p>&lt;参考：平成30年9月28日公表分&gt; 平成30年度は、再委託する業務の具体的な内容や予算額を記載した「再委託承諾申請書」を受託者から提出させ確認した上で、再委託を承諾した。 業務完了報告を受ける際には、再委託を行った業務について</p> <p>検討中</p>

			ても、業務の具体的内容、精算額、及び完了が確認できる資料を提出させ、再委託に問題がなかったかどうかの確認を行う。
--	--	--	--

(東部県土整備局<徳島>)